

和歌山県知事選挙の投票について

～転出・転入されるみなさまへ～

令和4年11月27日(日)は和歌山県知事選挙の投票日です。

投票できるのは県内の市町村の選挙人名簿に登録されている方です。

今までお住まいの市町村から転出し、県内の他の市町村へ転入される方は、転出・転入の時期によって、投票できる場所が異なりますので、下の表をご覧ください。お間違えのないようにしてください。

旧住所地（登録されている住所地）での投票の場合、旧住所地に行かなくても、事前に投票用紙を取り寄せるなど所定の手続を取ることで、新住所地で「不在者投票」ができますので、棄権せずに投票しましょう。

なお、旧住所地での投票や新住所地での不在者投票の場合には、**市町村長が発行する証明書(※)の提示等により、引き続き和歌山県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。**

※ 証明書とは、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をいい、最寄りの市町村で交付を受けることができます。

ご不明な点がありましたら、最寄りの市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会におたずねください。

	届出の日	投票場所・選挙権の有無		
		新住所地で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
県外からの転入者	R4. 8. 9以前に転入	○		
	R4. 8. 10以後に転入			○
県内市町村からの転入者	R4. 8. 9以前に転入	○		
	R4. 8. 10以後に転入	△(※1)	○(※2)	

※1 投票用紙を旧住所地に請求したうえで、不在者投票のみできます。

※1,2 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示等の方法により、引き続き和歌山県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

和歌山県選挙管理委員会
市町村選挙管理委員会